

# 第 1 回 多様な大都市制度実現プロジェクト 概 要

令和 8 年 5 月 1 8 日

# 1 プロジェクトの概要

## 活動内容

特別市制度を含む多様な大都市制度の早期実現に向け、次の活動を行う。

- 地方制度調査会の調査・審議内容に応じた指定都市市長会としての主張の発信
- 国会議員や関係団体（地方六団体、経済界等）との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組
- 多様な大都市制度の早期実現に向けた機運の醸成

## 構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長		
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	広沢 一郎	名古屋市長
【参加市長】	秋元 克広	札幌市長	郡 和子	仙台市長
	清水 勇人	さいたま市長	神谷 俊一	千葉市長
	本村 賢太郎	相模原市長	中野 祐介	浜松市長
	久元 喜造	神戸市長	大森 雅夫	岡山市長
	松井 一實	広島市長	大西 一史	熊本市長

# 1 プロジェクトの概要

---

## プロジェクトの進め方

- 担当市長、副担当市長からなる幹事会を適宜開催
- 取組内容等に応じた関係市長等による柔軟な戦略調整を実施
- 構成市への書面協議等を適宜実施
- 事務レベルの協議は、作業部会（課長級）を開催して調整
- 原則、指定都市市長会議開催日と同一日にプロジェクトを開催

## 調査・研究期間等

- 令和8年4月1日～令和10年3月31日
- その結果は市長会議において報告

## 2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

### 「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた国への要請活動

- 日時 令和7年12月4日(木) 9:30～9:45
- 要請先 総務省
- 説明者 福田 紀彦 川崎市市長(多様な大都市制度実現プロジェクト 担当市長)
- 面談者 林 芳正 総務大臣



## 2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

### 「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた各政党への説明・提言活動

- 要請先 各政党
- 説明者 福田 紀彦 川崎市長（多様な大都市制度実現プロジェクト 担当市長）



立憲民主党（令和7年12月11日）



国民民主党（令和7年12月11日）



自由民主党（令和7年12月12日）



公明党（令和7年12月24日）



日本維新の会（令和7年12月25日）

## 2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

### 「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を用いた日本経済団体連合会との意見交換

- 日時 令和8年2月12日(木) 16:00～16:30
- 場所 経団連会館 23階 応接室
- 説明者 久元 喜造 神戸市長(指定都市市長会会長)  
福田 紀彦 川崎市長(多様な大都市制度実現プロジェクト担当市長)
- 面談者 筒井 義信 日本経済団体連合会 会長



## 2 前回プロジェクト会議以降の主な取組状況

### 指定都市市長会シンポジウム

- テーマ : 人口減少時代を見据えた持続可能な社会の構築に向けてー多極分散で築く日本の未来ー
- 日時 : 令和8年3月2日(月) 18:00~20:00
- 場所 : 日経カンファレンスルーム
- 登壇者 : 久元 神戸市長、福田 川崎市長、田中 富山県南砺市長、古川 内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官、牧原 東京大学先端科学技術研究センター教授

【第1部】発表(人口減少時代における課題認識と取組状況)

【第2部】パネルディスカッション(持続可能な社会の実現に向け、いま何が必要か。)



### 指定都市市長会シンポジウム in 横浜

- テーマ : 大都市の未来を考える「指定都市市長会シンポジウム」～新たな大都市制度について～
- 日時 : 令和8年3月22日(日) 13:30~15:30
- 場所 : 青葉公会堂
- 登壇者 : 山中 横浜市長、辻 一橋大学大学院法学研究科教授、紺野 美沙子氏

【第1部】基調講演(特別市の法制化の実現に向けて)

【第2部】パネルディスカッション



### 3 第34次地方制度調査会への対応状況

#### 第34次地方制度調査会発足（令和8年1月19日）

##### 諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方**について、調査審議を求める。



※写真の出典：首相官邸ホームページ

現在は、学識者で構成される専門小委員会において、関係省庁、団体、自治体などへのヒアリングが行われるなど、調査・審議が進められている。

### 3 第34次地方制度調査会への対応状況

#### 地方制度調査会 第4回専門小委員会

- 日時：令和8年4月15日(水) 9時30分～12時00分
- 議事：
  - ① 関西広域連合からの意見聴取 説明15分 質疑応答15分
  - ② 指定都市市長会(神戸市)からの意見聴取 説明15分
  - ③ 全国知事会(熊本県)からの意見聴取 説明20分 質疑応答(②と合わせて)80分



### 3 第34次地方制度調査会への対応状況

#### ■ 主な質疑応答

- ・都道府県が弱体化し、周辺市町村を支える力がなくなることはないか。
  - 都道府県単位での人材活用のみを考え、それが弱体化に繋がるという発想を超えて、都道府県の境界を超えた連携も組み合わせながら、マンパワーが不足していく時代において、どのように人材を有効活用するかという観点が必要。
- ・特別市による周辺市町村への補完行政をどの程度、想定しているか。
  - 特別市は人材やノウハウを活用して周辺地域を支援していくというのが指定都市市長会の共通した考え方である。ただし、地域住民の福祉に対する最終責任はそれぞれの市町村にある。
- ・不交付団体である川崎市と名古屋市における財政シミュレーションについて、どのような結果になると考えられるか。
  - 財政シミュレーションは川崎市や横浜市でも行っている。精緻に行うためには権限移譲の内容を整理することが前提となる。
- ・東京都特別区が基礎的な地方公共団体とされたことを踏まえ、特別市に関しても区の権限をきちんと位置付けるべきではないか。
  - 特別区については様々な改正の結果、現在の特別地方公共団体、基礎的な地方公共団体となっており、公選の区長・議会が存在し、東京都の中で二層制ができている。これを特別市に当てはめるかは議論が必要だと思う。区のあり方が変化する中、区が住民代表機能の単位として適切かという議論は別途あるのではないかと考える。
- ・特別市になった場合も、地方交付税をもらうことを考えているのか。
  - 特別市は、広域自治体と基礎自治体の両方の性格を持つが、基本的には法律に定められた地方自治体に配分される権限は変わらないため、現行の地方交付税制度が適用されると考えている。
- ・特別市への移行は周辺自治体の住民にも影響があると思うが、住民投票の範囲を市民とするのでは不十分ではないか。
  - 特別市移行により、特別市民は知事・都道府県議会議員を選ぶ権利を失うが、その他の県民には法律上の地位の変動は起こらないことから、指定都市市長会としては特別市に移行する地域の住民に限定すればよいと考えている。ただし、議論のあるところではないかと思う。

## 4 副首都法案を巡る議論の状況

令和8年3月31日、与党の実務者協議において、副首都法案骨子案について合意

<出典：日本維新の会ホームページ>

### Ⅰ 目的・定義

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的とする。
- 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。
- 「首都中枢機能代替地域」
  - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域
  - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域
  - 【政令イメージ】首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと
- 「副首都」
  - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県
  - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いこと（首都中枢機能代替地域と同様）に加え、次のいずれにも該当する地域を含むこと（道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定）
    - ① 政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。
      - 【政令イメージ】国の出先機関について、一定の出先機関の立地
    - ② 経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。
      - 【政令イメージ】経済集積（県内GDPが一定規模）、人口集積（一定規模の人口）
    - ③ 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。
      - 【政令イメージ】①「政令市+県」（連携協約等）、②特別区の設置 ※ 制度化された場合は、「特別市」

## 4 副首都法案を巡る議論の状況

<出典：日本維新の会ホームページ>

### 2 基本方針、基本的施策等

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる。
- 副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。
- 「首都中枢機能代替地域」  
事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策を講ずる。
- 「副首都」  
上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずる。
- 政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置を講ずる。

### 3 本部

内閣に、「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（本部長：内閣総理大臣）」を置く。

### 4 附則

- この法律は公布後3か月以内で政令で定める日から施行する。
- この法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。
- 副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う。

## 5 令和8年度の取組の考え方

### 地方制度調査会や国、関係団体の動向を踏まえた迅速・的確な対応

地方制度調査会において進められている大都市地域における行政体制等の調査審議の動向を的確に把握するとともに、その検討状況を踏まえながら、指定都市市長会の考えを適時適切に発信する。  
このことにより、地方制度調査会の答申への反映を図り、多様な大都市制度の早期実現に繋げていく。

### 関係団体の理解促進に向けた取組の推進

特別市制度に関しては、国から関係者間における議論の深化を求められていること等を踏まえ、我が国の将来を見据えた指定都市市長会としての考え方について、国や国会議員、全国知事会をはじめとした地方六団体、経済界等の関係団体の理解促進を図るため、積極的かつ戦略的な取組を進めていく。

### 大都市制度改革に向けた機運醸成の促進

地方制度調査会における調査審議のほか、副首都に関する国会での議論など、大都市制度への関心が高まりつつある状況を踏まえ、指定都市が一体となって、地方制度改革の必要性を戦略的に発信し、機運醸成に繋げる。

## 6 令和8年度の取組

### 取組1 地方制度調査会への的確な対応

- 地方制度調査会（専門小委員会）における今後の議論や指摘を踏まえた対応を見据え、特別市制度を含む地方行政体制等に関する考え方を精査
- 地方制度調査会の調査審議状況に応じた指定都市市長会の主張の発信
  - 地方制度調査会や国、関係団体に対する提言・要請など、指定都市市長会としての意見表明
  - 関係者に対する必要な情報提供や説明機会の確保

### 取組2 国会議員や関係団体等との議論・連携の推進及び理解促進に向けた取組

- 「指定都市を応援する国会議員の会」との連携
- 全国知事会をはじめ、全国町村会など、地方六団体等との意見交換の機会の創出
- 国や国会議員、経済界、学識者等の理解促進

## 6 令和8年度の取組

### 取組3 指定都市が一体となった機運醸成の戦略的展開

- 市長のリーダーシップによる地方制度改革議論の喚起
  - 市長自らが先頭に立ち、地方制度改革の必要性と方向性を発信
  - 指定都市が連携したメッセージを発信
- 計画的かつ効果的なパブリシティの展開による、制度改革の意義や必要性についての社会認知の拡大
  - 報道機関に対する継続的な情報発信
  - 記者会見、意見表明、シンポジウム等の機会を通じた、社会的関心を高める情報発信
  - 制度改革の意義、効果を分かりやすく整理した資料の提供
- 戦略的な広報・情報発信による理解促進、国等への要請活動の実施

### 取組4 戦略的な推進体制の構築・促進

- 各市長が相互に補完・連携し、重層的・戦略的に取組を進める体制を整備・推進

## 7 地方六団体等との意見交換の機会の創出

### 意見交換の必要性

- 多様な大都市制度の早期実現に向けては、人口減少時代における地方制度改革の必要性について、多くの関係者に理解を得ることが必要である。
- 指定都市市長会では、令和7年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト報告書」を取りまとめ、国や、国会議員、経済界、全国知事会をはじめとする地方六団体等の関係団体との更なる意見交換を進め、理解の深化を図る取組を一層推進していくこととしている。
- 地方制度調査会においても、全国知事会及び指定都市市長会の双方から意見聴取が行われている状況にあり、多様な大都市制度の実現に向けては、多くの関係者からの理解を得ることが不可欠である。

### 全国知事会の動向

- 「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム(PT)」を設置
- PTは、指定都市が所在する15道府県の知事を含む、16名の知事が参加
- 3月23日に開催された第1回PTの資料によると、今後、「特別市」制度の意義及び課題について議論し、全国知事会としての考え方を整理予定
- 夏以降、指定都市市長会との意見交換を行い、知事会としての意見表明を目指す予定
- 4月15日に地方制度調査会第4回専門小委員会で意見を陳述し、ヒアリングに対応

## 7 地方六団体等との意見交換の機会の創出

---

### ■ 今後の対応

全国知事会のプロジェクトチームにおける議論の動向を見ながら、適宜、指定都市市長会としての考え方を整理し、意見交換の場の設定に向けた必要な調整を行う。

### ■ その他

上記の他、全国町村会など、その他の団体との意見交換の場の創出に向けて引き続き調整を進める。

## 8 副首都の整備に関する指定都市市長会コメント（案）

### 副首都の整備に関する発信を行う目的・背景

- 我が国においては、東京都への一極集中といった構造的課題への対応に加え、大規模災害等への備えを強化する観点から、多極分散型国土の形成を目指した副首都の整備に関する検討が進められている。
- こうした副首都の整備に関する議論が国等において行われていることを踏まえ、指定都市市長会として共通のコメントを発出することにより、多極分散型社会の実現に向けた取組の加速とともに、多様な大都市制度の実現に向けた議論の一層の進展に繋げていく必要がある。

### 指定都市市長会コメントの主旨

- 副首都の整備に関する議論は、東京都への一極集中という構造的課題に対応する上で、重要な意義があり、現在の検討において、多極分散型経済圏の形成を目指す方向性が示されていることは、指定都市市長会が目指す多極分散型社会の構築という方向性とも整合している。
- また、大都市が有する高度かつ多様な機能を最大限に活用し、我が国全体の成長と持続可能性を支えていく観点からは、多様な大都市制度の実現に向けた制度改革の議論を促す契機となり得るものとして、意義がある。
- 現在、地方制度調査会において、大都市地域における行政体制等の在り方について調査審議が行われているところであり、大都市制度に関する議論を喚起していくためにも、副首都整備に関する議論と併せて、多様な大都市制度の実現に向けた検討が一層進展することを期待している旨について、指定都市市長会としての考え方を発信していく。

## 9 今年度のプロジェクトの主な予定

### プロジェクトの各回の主な予定

- 令和8年 5月 第1回 令和8年度の取組の方向性の確認  
(同日 指定都市を応援する国会議員の会 開催予定)
- 令和8年 7月 第2回 地方制度調査会や関係団体等の動向を踏まえた取組の確認
- 令和8年11月 第3回 国や地方制度調査会への提言・要請のとりまとめ

※ 現時点の予定であり、今後の地方制度調査会の調査・審議状況や、国や関係団体の動向等に応じて柔軟に対応する。